

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- | | |
|---------|--------------------|
| 役員会 | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名 |
| 会員 | 若干名 |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関するすべての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
 - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
 - 3 大会運営に関すること
 - 4 大会記録に関すること
 - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。